

NEWS RELEASE



国土交通省

国土交通省近畿運輸局

問い合わせ先

鉄道部監理課 富田・伊藤

(電話) 06-6949-6439

令和6年12月25日

神戸電鉄株式会社の鉄道事業の旅客運賃の上限変更認可について

神戸電鉄株式会社より令和6年10月22日付けで申請のあった鉄道事業の旅客運賃の上限変更認可申請について、本日（令和6年12月25日）付けで認可しました。

鉄道事業の旅客運賃は、鉄道事業法第16条第1項に基づき、その上限を定め認可を受けなければならないとされており、その認可にあたっては、同法第16条第2項に基づき、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査しております。

1. 申請者

申請者名：神戸電鉄株式会社

代表者：代表取締役社長 井波 洋

所在地：兵庫県神戸市兵庫区新開地1丁目3番24号

2. 変更しようとする旅客運賃の上限を適用する路線

有馬線（湊川～有馬温泉） 22.5 km

三田線（有馬口～三田） 12.0 km

公園都市線（横山～ウッディタウン中央） 5.5 km

粟生線（鈴蘭台～粟生） 29.2 km

3. 申請の概要

（申請理由）

- 輸送人員は、沿線の人口減少や少子高齢化の進行、モータリゼーションの進展等により減少が続いており、近年は電気動力費や資材価格の高騰が続くとともに、人件費も上昇傾向にある。
- コロナ禍を契機とした「新しい生活様式」の定着による人流の変化に伴い、今後の輸送需要はコロナ禍以前の水準には戻らない見込みであり、事業環境はなお一層厳しくなることが予想される。
- このような状況下にあっても、激甚化する自然災害への対策や老朽化した車両・設備の更新、バリアフリー化の推進など、鉄道インフラを適切に維持・更新していく必要がある。
- 今後も公共交通機関としての社会的責任を果たし、引き続き安全・安心・快適な輸送サービスを継続して提供していくため運賃改定をするもの。

(申請内容)

① 変更しようとする運賃の上限の種類、額及び適用方法

【現行運賃】

キロ程	普通旅客運賃	定期旅客運賃(1ヶ月)	
		通勤	通学
2 扣まで	180	6,890	3,510
2 扣を超え 4 扣まで	240	9,320	4,730
4 扣を超え 6 扣まで	300	11,340	5,760
6 扣を超え 8 扣まで	350	13,360	6,670
8 扣を超え 10 扣まで	400	14,970	7,380
10 扣を超え 12 扣まで	420	16,180	7,920
12 扣を超え 14 扣まで	460	17,400	8,460
14 扣を超え 17 扣まで	500	18,790	9,050
17 扣を超え 20 扣まで	530	19,810	9,500
20 扣を超え 23 扣まで	570	20,850	9,950
23 扣を超え 26 扣まで	600	21,890	10,370
26 扣を超え 29 扣まで	620	22,600	10,600
29 扣を超え 32 扣まで	640	23,290	10,810
32 扣を超え 36 扣まで	670	23,920	11,150
36 扣を超え 40 扣まで	690	24,350	11,350
40 扣を超え 44 扣まで	710	24,750	11,590
44 扣を超え 49 扣まで	730	25,180	11,800
49 扣を超え 54 扣まで	750	25,600	12,000
54 扣を超え 58 扣まで	780	26,030	12,240

【申請上限運賃】

キロ程	普通旅客運賃	定期旅客運賃(1ヶ月)	
		通勤	通学
2 扣まで	210	7,930	3,690
2 扣を超え 4 扣まで	270	10,720	4,970
4 扣を超え 6 扣まで	340	13,050	6,050
6 扣を超え 8 扣まで	390	15,370	7,010
8 扣を超え 10 扣まで	440	17,220	7,750
10 扣を超え 12 扣まで	480	18,610	8,320
12 扣を超え 14 扣まで	520	20,010	8,890
14 扣を超え 17 扣まで	560	21,610	9,510
17 扣を超え 20 扣まで	600	22,790	9,980
20 扣を超え 23 扣まで	640	23,980	10,450
23 扣を超え 26 扣まで	670	25,180	10,890
26 扣を超え 29 扣まで	700	25,990	11,130
29 扣を超え 32 扣まで	720	26,790	11,360
32 扣を超え 36 扣まで	750	27,510	11,710
36 扣を超え 40 扣まで	780	28,010	11,920
40 扣を超え 44 扣まで	810	28,470	12,170
44 扣を超え 49 扣まで	830	28,960	12,390
49 扣を超え 54 扣まで	850	29,440	12,600
54 扣を超え 58 扣まで	880	29,940	12,860

・平均改定率：普通旅客運賃 12.164%、通勤定期旅客運賃 15.035%、通学定期旅客運賃 5.050%

(参考) 現行運賃に鉄道駅バリアフリー料金を含む金額からの改定率

普通旅客運賃 9.145%、通勤定期旅客運賃 11.976%

※通学定期旅客運賃は鉄道駅バリアフリー料金の設定がないため改定率に変化はない。

※小児旅客運賃は大人旅客運賃の半額(10円未満の端数は切上げ)

※上記現行運賃に鉄道駅バリアフリー料金は含まれておらず、申請者は運賃改定にあわせ同料金を廃止することとしている。

② 収入原価総括表

(単位：千円、%)

	2023 (令和5) 年度	2025~2027 (令和7~9) 年度推定	
	実績	現行	申請
収入	8,381,320	25,155,724	28,184,728
原価	8,725,553	30,976,301	31,087,953
差引損益	▲344,233	▲5,820,577	▲2,903,225
収支率	96.1	81.2	90.7

4. 改定実施予定日：令和7年1月19日

〈参考〉

○ 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第16条

- 1 鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金（以下「旅客運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

3~9 (略)

配付先 青灯クラブ 近畿電鉄記者クラブ
